

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

第1章 業務目的

本業務は、正木ダム堤体の基礎排水孔において、孔内高压洗浄及びスマートカメラ孔内調査を行い、孔内の石灰化等による詰まりを解消するとともに、詰まりが解消できない基礎排水孔の対策案の検討を行うものである。

第2章 業務内容

1 計画準備

基礎排水孔調査を行うため、業務方針の立案、業務計画書の作成、必要資料の抽出、準備等を行う。

2 現地踏査

計画作成を行うに先立ち現地調査を行い、本特記仕様書に示す基礎排水孔の現状及び調査機器搬入等について確認する。

3 事前作業

(1) コンクリート取壊し復旧

基礎排水孔は、監査路床で排水溝に向けて直角に曲がっているため、その部分を露出させるため、床コンクリートの一部を取壊すものとする。

コンクリート取壊しは、縦孔接続エルボが完全に露出し配管交換が問題なく施行できるよう1箇所当り幅300×長さ600×深さ500 (mm) 程度の範囲と見込んでおり、床表面は研りの範囲にカッター等を入れ、慎重に取壊すものとする。

調査完了後はモルタル等により復旧する。

(2) 基礎排水孔上部配管交換

基礎排水孔内部の調査ができるよう、縦孔上部のエルボをチーズに交換する。

基礎排水孔との接続は、SKXソケット等で対応するものとする。

チーズは上部蓋付きとし、後々に配管洗浄等が可能な構造とする。

監査路床の復旧は、無収縮モルタルとする。

(3) 排水口等分解組立

基礎排水縦孔からの横引配管及び排水口までを洗浄及び調査のできるよう、排水口付近の曲配管、バルブ等を分解する。洗浄・調査後は、再び組み立てる。

4 基礎排水孔調査

(1) 漏水量揚圧力測定

高压洗浄前と後に各基礎排水孔の漏水量及び揚圧力を測定する。

(2) 簡易揚水測定

漏水量が少なく漏水量・揚圧力の観測できない基礎排水孔は、基礎排水孔の水位を測定するとともに、孔内水をポンプ等で吸い上げ、水位の回復時間を計測する簡易揚水測定を行う。

(3) 孔内カメラ調査

高压洗浄前と後に各基礎排水孔のスマートカメラによる孔内カメラ調査を行う。

高压洗浄前の調査は、各基礎排水孔で石灰化状況等を記録するとともに、石灰化が著しい箇所を念入りに高压洗浄できるよう把握しておく。

高压洗浄後の調査は、各基礎排水孔で高压洗浄前と石灰化状況等の比較をするとともに、基礎排水孔の機能が保たれているかの判断材料のための調査を行う。

(4) 高压洗浄

基礎排水孔の高压洗浄を行う。水圧は、150kgf/cm²程度とし、ノズルは斜め上向き回転ノズルを標準とする。高压洗浄によりはがれた固形物の対策として、基礎排水孔出口付近にトラップを設置するとともに監査路水路の流末までに土のうによる沈殿槽を数カ所設置し、上水のみを水路流末に流すものとする。

5 解析等調査

基礎排水孔調査の結果により各基礎排水孔において正常な機能を有しているかを判定し、詰まり等により正

常な機能を有していない基礎排水孔においてはその対策案を検討する。

6 その他

- ・堤体への立入りは、作業員及び小さな工具等運搬についてエレベーターの使用を認める。エレベーター使用時には、注意事項を遵守すること。（立入者記載等）
- ・漏水量揚圧力測定及び簡易揚水測定の箇所は、現地調査による漏水状況で決定するものとする。揚圧力計測は既存の揚圧力計を使用するが、現地調査により揚圧力計が設置されていない箇所及び揚圧力計が壊れている場合は、新たな揚圧力計を設置するものとする。これらは、設計変更の対象とする。
- ・高圧洗浄の車両機器等は、ダム減勢池右岸の平場に設置することを想定している。
- ・高圧洗浄に使用する水は発注者が用意するが、ダム管理所からの運搬は受注者で行うこと。（水道水を予定しているが、日使用量は現地で協議とする。）
- ・調査、作業等に使用する機器の電源等は、受注者で発動発電機等を持ち込み対応する。
- ・漏水量揚圧力測定及び簡易揚水測定の箇所数は、漏水量揚圧力測定が10箇所、簡易揚水測定が7箇所とするが、現地精査により変更が生じた場合は、監督員に報告し、その指示を受けること。なお、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- ・その他、取り決めのない事項については監督員に報告し、両者協議の上決定する。